

事務連絡
令和2年10月27日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課

健康保険組合に対する社会保険手続に係る電子申請システムの運用開始に併せて実施する特定法人における社会保険手続の電子申請義務化について

健康保険制度の円滑な実施に当たっては、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、標記については、令和2年8月21日付け保保発0821第1号保険局保険課長通知「6 開始時期」により、令和2年11月から適用する旨を示しているところですが、令和2年9月7日付け事務連絡「健康保険組合に対する社会保険手続に係る電子申請システムの運用開始に当たっての事業主周知」（以下「事務連絡」という。）の別紙2「事業主照会Q&A」において、事業主において対応が困難な場合の対応をお示ししています。

現在、コロナ禍による影響により、一部の特定法人（資本金1億円超の法人※）の事業主や人事・給与システムベンダーにおいて、事務の整備が進んでいない状況が確認されていることから、事務連絡の別紙2の一部を修正し、これらの特定法人の事業主より影響があったと申出が行われた場合は、コロナ禍の影響など個別の状況によっては電子申請が困難な状況と判断する余地があるとともに、特定法人の事業主において計画的に電子申請の導入に向けた取組を進める必要があることを明確にしました。

このため申出を行った特定法人の事業主に対しては、健康保険組合より電子申請の導入に向けた人事・給与システムベンダーとの調整、特定法人の事業主における事務フローの構築やマニュアルの整備等を着実に実施することを求めています。

なお、電子申請の普及を図るためには、申請を受ける側である健康保険組合において電子申請環境を整えることが必須であり、健康保険組合の皆様には、今後、保険料を原資に電子申請環境の運用開始に伴う費用負担をいただきますが、費用対効果を得るには、電子申請率の向上が重要となります。

厚生労働省においては、関係機関等とも連携して周知広報を積極的に展開し、人事・給与システムベンダーや事業主団体への働きかけを更に進め、令和3年3月

を目途として特定法人の事業主における環境整備に努めてまいります。

特定法人の事業主による費用負担が効果に変わるためにも特定法人の事業主には自身の取組の推進と人事・給与システムベンダーへの働きかけを求めていただくことを改めてお願いします。

※特定法人の詳細については、令和2年4月20日付け事務連絡「特定法人の該当確認について」別紙1を参照ください。

事業主照会 Q & A

Q1 健保組合と事業所との関係性を考えれば、現行の電子媒体での対応でも不都合は感じないが、なぜ、電子申請に切り替えなければならないのか。

A1 政府においては、従来から IT 化の推進に取り組んでいますが、経済団体等から行政手続に時間を要しているとの指摘があり、更なる行政手続きの簡素化、IT 化を推進することとなり、その取組の一つが健康保険組合に対する電子申請の導入と承知しています。

事業所の目線においては、今回、厚労省が用意した電子環境は健康保険組合だけではなく、日本年金機構等への届出も同じ環境でアクセスできることから、社会保険手続全体で捉えていただいた際、健康保険組合に対してのみ電子媒体で届け出することは手間となります。

このため、これを契機に健康保険組合に対しても電子申請による手続をお願いします。

Q1-1 現在、紙媒体（または電子媒体）で届出を行っているが、電子申請に移行する場合、どういったシステムを利用すればいいのか。

A1-1 導入された電子申請環境では、マイナポータルへ申請するための申請 API 機能を実装したソフトの導入が必要となり、例えば人事・給与事務に利用される「人事・給与システム」が想定されています。

そのため、人事・給与システムを利用されている事業所であれば、まずは、人事・給与システムベンダーにご相談ください。

なお、日本年金機構の届書作成プログラムから直接、電子申請することは出来ません。(Q9 に関係照会あり)

(人事・給与システムが未導入の事業所に対しては「人事・給与システムの導入を検討ください。」と回答してください。)

なお、申請 API 機能を実装した人事・給与システムからの申請においてはインターネット回線が必要となりますが、利用者が限定される回線(IP-VPN)の設置までは求められていませんので、通常使用されているインターネット回線をご利用ください。

また、電子申請に当たっては、電子認証として g-BizID の取得が必要ですので、まだ取得されていない場合は、申請をお願いします。(Q11~14 に関係照会あり)

Q2 電子申請環境の運用が 11 月からスタートすることはいつ決まったのか？

A2 令和元年 12 月に開催された健康保険組合連合会の所管委員会において厚生労働省より説明がありました。

また、健康保険組合に対しては、令和 2 年 4 月から資本金一億円超の法人にかかる電子申請の義務化が開始された際、令和 2 年 4 月 20 日付け事務連絡(特定法人の該当確認について)において、組合に加入している義務化対象法人については、11 月から開始されることが示されています。(通知としては、令和 2 年 8 月 21 日付け通知にて示しているところ。)

Q2-1 電子申請環境は11月何日から利用できるのか

A2-1 電子申請環境は令和2年11月2日から運用を開始されます。
(併せて健康保険組合での対応を説明する場合は、Q5参照)

Q3 一部の人事給与システムベンダーで人事給与システムの改修が遅れていると聞いているが、人事給与システムベンダーが11月からスタートすることを把握できたのはいつか？

A3 厚生労働省より、令和2年3月16日、人事・給与システムベンダーが集まる団体に対して、説明を実施したと承知しています。

Q4 事業所に対して周知されていないのではないかと？

(組合による事業主への周知実績も踏まえてご回答ください)

A4 令和元年11月に健康保険組合及び健保連作成のパンフレットを配布させていただきました。

併せて、令和2年7月にも同様にパンフレットを配布させていただきました。

厚生労働省では電子申請の義務化が開始されるに伴い、令和2年3月、厚労省HPに電子申請義務化の周知を行っていますが、この際、Q&Aにおいて、11月にスタート予定であることが示されています。

Q5 パンフレットの1枚目に「組合毎に電子申請時期が異なる場合がある」とあるが、全て11月から実施しないということか？
また、実施時期の案内はいつ行われるのか。

組合向け説明

- ・電子申請環境としては15届出全て申請できるようにシステム構築されています。
- ・ただし、被扶養者異動届やXML様式については、届出書の構造定義書公開が申請API仕様書確定版の公開(8/4)後となったため、人事・給与システムベンダー及び基幹システムベンダーの改修等が11月に間に合わない場合が想定されます。
- ・なお、届書作成プログラムで作成されるKPDF様式の場合は、現時点でも基幹システムで対応可能なため、これについては11月からの対応は可能と認識しています。

→このため、健康保険組合にあっては、受理側として、11月から受理可能となる届出、それ以外の届出の受理可能予定時期を基幹システムベンダーにご確認ください。(この設問は受理側の対応について問われているものですので、人事・給与システムにかかるベンダーの対応を考慮する必要はありません。)
その結果を踏まえ、事業主へのご回答をお願いします。

A5 例1

電子申請環境上は15の届出全てが申請可能となりますが、その届出を基幹システムに取り込むための改修が必要となっています。

現在、その改修にどの程度の期間を要するか確認を行っているところです。

確認終了後、皆様方に電子申請の受付時期をお示しします。

なお、受付時期については、受付可能なものから順次開始することも想定してい

るところです。

例2

電子申請にあたって、基幹システム側の改修が必要であるため、基幹システムベンダーと協議した結果、
〇〇・・・は11月から、〇〇・・・は〇月からの予定となっています。

Q6 義務化対象法人であるが、電子申請でない届出は受理されないのか？

A6 義務化対象法人における義務化対象届出については、電子申請が基本となります。
初回（または今回）の届出において、電子媒体等での届出であった場合、受理しますが、基本は電子申請であることから、次回の対応の際は電子申請でのご対応をお願いします。

Q7 パンフレット1枚目に「人事・給与システムベンダー側の改修が間に合わない場合」に健保組合へ連絡することが示されている。

この案内は、義務化対象法人については、「人事・給与システムベンダー側の改修が間に合わない場合」が義務化省令における「電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合」として適用されるということか。
また、健保組合に連絡しなければならない理由は何か。

A7 4月から10月までの取扱いのように、義務化対象法人の全てが法令上の除外措置対象として一律に取り扱われることはありません。

ただし、コロナ禍の影響により当初の改修計画が遅れるといった状況によっては、一定の猶予を認める必要があることから、事業所から連絡が必要となります。

なお、事業所から連絡があった場合、健康保険組合から事業所に対して、電子申請の導入に向けた人事・給与システムベンダーとの調整を進めていただくとともに、事業所における事務フローの構築やマニュアルの整備等を着実に実施することを願います。

※連絡を受けた健保組合にあっては、「ベンダーの対応が終えた際は、電子申請への切り替えをお願いします。」とのアナウンスもお願い致します。

Q8 パンフレット1枚目に「人事・給与システムベンダー側の改修が間に合わない場合」に連絡することが示されているが、それ以外の理由で電子申請が困難な場合、報告は不要なのか？

A8 事業所においてそれ以外の理由がある場合もご連絡ください。

健康保険組合毎では対応が困難な電子申請環境システムや制度的な改善提案についても、厚生労働省や関係機関に共有するなどの対応を行いますので、よろしくをお願いします。

なお、健康保険組合は、ご提示いただいた理由が法令上の除外措置に該当するかについて判断できる立場ではありませんので、その判断を求める場合は厚生労働省にお問い合わせください。

Q8-2 電子申請が困難な理由として、人事・給与システムベンダー側の改修が間に合わない場合以外に該当する理由はどのようなものか？

A8-2 例えばコロナ禍の影響などにより、

- ・例年、年末調整の準備・実施による繁忙期には人的確保のうえ対応しているが、正規社員の出勤抑制や派遣職員等の確保が困難となり、人事部門の業務量が増大することで電子申請への移行が困難となる、といった事業所側では想定できない状況の発生
- ・事業所の業務体制（例：事務フローの構築、社内規定の改訂、マニュアル整備等）の構築に遅れが生じるといった物理的な制約

が考えられます。

なお、これらの事業所から連絡があった場合、健康保険組合から事業所に対して、事業所における事務フローの構築やマニュアルの整備等の着実な実施をお願いすることとしています。

Q9 KPDF様式を用いた届出ができるのに、パンフレット2枚目に「届書作成プログラムから直接に申請することはできない」との説明は誤りではないか？

A9 届書作成プログラムで作成した届出データは、人事給与システムを用いた電子申請に添付できますが、届書作成プログラム自体から直接、マイナポータルに電子申請ができません。

※なお、日本年金機構及びハローワーク宛の届出については、届書作成プログラムから直接、電子申請が行えます。

Q10 パンフレット2枚目に「届書作成プログラムから直接に申請することはできない」とあるが、直接申請できるように改修する予定はないのか。

A10 厚生労働省に確認したところ、現時点では予定されていないとの回答がありました。

Q11 GビスIDは誰でも取得できるのか。

A11 GビスIDホームページのFAQでは、「アカウントを作成できる方は法人番号を有し、かつ、法人番号等を公表することについて同意している企業等の代表者の方、府省/地方公共団体に所属する決裁権者の方、事業を営む個人の方、又はその従業員・職員等の方であること」が条件と示されています。

Q12 人格なき社団等（※）に該当するがGビスIDは取得できるのか。

A12 給与支払事務所等の開設届出書、法人設立届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始届出書、消費税課税事業者届出書、消費税の新設法人に該当する旨の届出書又は消費税の特定新規設法人に該当する旨の届出書（以下、「税法上の届出」といいます。）を税務署に提出している場合には、届出手続等を要することなく、国税庁長官が法人番号を指定し、通知を行っておりますので、GビスIDが取得できます。

なお、法人番号の指定を受けていない人格のない社団等が、新たに税法上の届出

を提出されますと、届け出ていただいた情報を基に、法人番号を指定されますので、その後GビズIDが取得できます。

法人番号の指定にかかる詳細については、国税庁法人番号公表サイトでご確認ください。

※人格なき社団等とは、一般的にPTA、協議会（国や地方公共団体の設置要領に基づいて設置されているものを含む。）、登記のない管理組合、登記のない労働組合、同業者団体、保険代行業等の収益事業を行っている団体、同好会、慈善団体等が該当すると考えられます。（国税庁法人番号公表サイトより）

Q13 事業主はGビズIDによる申請でなければならないのか？
マイナンバーカードの認証機能による届出でも良いか？

A13 マイナンバーカードによる認証では、マイナンバーが証明する内容が、カード保有者の情報となります。

このため、事業所の代表者のマイナンバーによる認証機能を使用する場合は、その方が当該事業所の代表であることが確認できる書類を、事業所の総務職員等のマイナンバーによる認証機能を使用する場合は、事前に代理人として選任の上、「事業所関係変更届」を届け出ておく必要があります。

※法人の場合、代表者であっても個人の認証のみでは受理できませんので、当該電子申請は返戻いただくこととなります。

Q14 マイナンバーカードによる公的個人認証及びGビズID以外の認証は使用できないのか？

A14 更なる利便性の確保から電子申請環境運用開始前にシステムの見直しが行われ、次の電子署名の利用が可能となりました。

なお、健康保険 厚生年金保険 新規適用届」及び「一括適用承認申請書」については、平成31年2月25日付け「行政手続きにおけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」に基づき、電子署名の添付が求められ、GビズIDは利用できません。

利用可能な電子証明書

「公的個人認証サービス」に基づく電子証明書（マイナンバーカード）
「商業登記に基礎を置く電子認証制度」に基づく電子証明書
法人認証カードサービスに関わる「商業登記に基礎を置く電子認証制度」を運営する電子認証登記所が作成する電子証明書
地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）が発行する職責証明
政府共用認証局が作成する電子証明書
AOSign サービスに関わる認証局が作成する電子証明書
TOiNX 電子入札対応認証サービスが作成する電子証明書
TDB 電子認証局サービス TypeA に関わる認証局が作成する電子証明書
e-Probatio PS2 サービスが作成する電子証明書
DIACERT/DIACERT-PLUS サービスに関わる電子認証局が作成する電子証明書
セコムパスポート for G-ID サービスが作成する電子証明書

Q15 社会保険労務士法人は、法人自身が申請の代理者となれるが、法人が届け出る場合のGビズIDの利用についてはどう整理されているのか。

A15 GビズIDの法人名/屋号と提出代行証明書の社労士事務所名の一致を確認しますので、提出代行に関する証明書には証明書に記載された社会保険労務士の証票の写しを添付ください。

なお、使用するGビズIDは代表社会保険労務士が使用するもの以外（所属社労士のGビズID）でも差し支えありません。

GビズID	提出代行証明書	提出可否
代表社労士	代表社労士	○
代表社労士	所属社労士	○
所属社労士	代表社労士	○
所属社労士	所属社労士	○